

別表八(一)付表

「5」又は「9」欄に「特定株式投信」と記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

別表八(一)付表 平二十七・四・一以後終了事業年度分

受取配当等の額の明細書

事業 年度	・ ・	法人名
----------	--------	-----

御注意

1 平成27年3月31日以前に開始する事業年度において、証券投資信託(公社債投資信託、外国投資信託及び特定外貨建等証券投資信託を除きます。)の収益の分配がある場合の当該特定株式投資信託については、「6」欄の記載については、「非支配目的株式等」の各欄に記載しますが、このとき、「9」欄には「特定株式投信」と記載し、「10」及び「11」の各欄は記載する必要はありません。

2 平成27年4月1日以後に開始する事業年度において、措置法第67条の6第1項に規定する特定株式投資信託の収益の分配の額がある場合の当該特定株式投資信託については、「5」欄に「特定株式投信」と記載し、「8」欄の金額の合計額を記載します。

完全子法人株式等	法人名		本店の所在地		受取配当等の額の計算期間		受取配当等の額の		
							1		
							円		
関係法人株式等又は関連法人株式等	法人名	本店の所在地	効力発生日までの保有期間又は受取配当等の額の計算期間						
計									
その他の株式等	法人名又は銘柄		本店の所在地		受取配当等の額		左のうち益金の額に算入される金額		益金不算入の対象となる金額
					〔その収入額× $\frac{100.50又は25}{100}$ 〕		7		8
					円		円		円
計									
非支配目的株式等	法人名又は銘柄	本店の所在地	基準日	保有割合	受取配当等の額		左のうち益金の額に算入される金額		益金不算入の対象となる金額
							13		14
							円		円
計									

**「5」欄**

特定株式投資信託の収益の分配に係る受取配当等の益金不算入等の特例(その他株式等の場合)を適用している場合※

① 「租税特別措置法の条項」欄：「第67条の6第1項」

② 「区分番号」欄：「00278」

③ 「適用額」欄：「5」欄に「特定株式投信」と記載した銘柄の「8」欄の金額の合計額

※ 平成27年4月1日以前に開始した事業年度

**「9」欄**

特定株式投資信託の収益の分配に係る受取配当等の益金不算入の特例(非支配目的株式等の場合)を適用している場合※

① 「租税特別措置法の条項」欄：「第67条の6第1項」

② 「区分番号」欄：「00278」

③ 「適用額」欄：「9」欄に「特定株式投信」と記載した銘柄の「14」欄の金額の合計額

※ 平成27年4月1日以後に開始する事業年度